

(別紙) 特別対策の対象者の範囲 (民間関係者)

対象者種別	具体的対象者	職務内容	担当課室
大会運営者等であって、風しん・麻しんに感染することで、大会運営等に著しい悪影響を及ぼす可能性のある者	組織委員会職員	—	スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課
	競技関係者（選手、コーチ、スタッフ等）		
	JOC（日本オリンピック委員会）職員		
	JPSA（日本障がい者スポーツ協会）職員		
	JSC（日本スポーツ振興センター）職員		
東京大会関係業務に従事する職員等	選手村（分村を含む）・競技会場内外の委託業者等（警備員、誘導員、売店・食堂スタッフ、要人・競技関係者等輸送車両スタッフ等）	多数の訪日外国人と接する機会のある者	スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課
訪日外国人と接する機会が多い業種に従事する職員等	空港会社職員	日常的に訪日外国人と接する機会のある者 ※2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、多くの外国人が訪日することが見込まれることを踏まえ、特別対策を行うとの観点から、競技会場が集中する東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に所在する事業所（上記一都三県以外であって、選手村（分村）や競技会場周辺に所在する事業所も対象に含む。）の従業員を主な対象とする。	国土交通省総合政策局安心生活政策課 観光庁国際観光課
	航空会社職員		
	鉄道会社職員		
	バス会社職員		
	タクシー会社職員		
	空港売店職員		
	免税店職員		
	ホテル職員		
	旅館職員		
	JNTO認定観光案内所職員		
	百貨店職員		
	ショッピングセンター職員		
	大規模集客施設職員		
			観光庁国際観光課
			経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課
			経済産業省商務・サービスグループクールジャパン政策課

※上記以外にも特別対策が必要と考えられる職員がいる場合には、各府省庁において判断の上、民間企業等に対し対策を要請